

入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名		横浜税関南本牧埠頭検査場（仮称）（２５）建築工事
工事種別		建築工事
工事場所(都県)		神奈川県
工事場所(市区町村)		横浜市中区南本牧９－３
工事概要		敷地面積 16,200m² １．建物 １）X線検査センター 構 造 鉄筋コンクリート造一部木造 地上３階建（地下１階） 建築面積 約1,730m² 延べ面積 約2,130m² 用 途 検査施設 工事内容 新築 ２）開披検査場 構 造 鉄骨造一部木造地上２階建 建築面積 約2,110m² 延べ面積 約2,250m² 用 途 検査施設 工事内容 新築 ３）出口誘導員室 構 造 木造 平屋建 建築面積 約90m² 延べ面積 約50m² 用 途 誘導員室 工事内容 新築 ２．その他 工作物、外構、造園
担当事務所		横浜営繕事務所
公告日／期限日／開札日		R 7.11.10 / R 7.12.5 / R 8.3.5
工 期		契約締結の翌日からR10.3.24まで
入札契約方式／落札方式		一般競争入札（標準型）／総合評価落札方式（技術提案評価型S型）（WTO）
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	単体有資格者又は特定建設工事共同企業体の代表者は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けた者）にあっては、当該再認定の際に、経営事項評

		価点数が1,200点以上であること。) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が、1,150点以上であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上であること。)
	企業の施工実績等	平成22年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。) (ア) 次の1から3の要件のすべてを満たす建築物1棟の新築又は増築工事 1. 建物用途 事務所、庁舎、類似施設又は複合用途施設 ・類似施設とは、事務室(上級室を含む。)、会議室、研修室(実験室を除く。)、これらに類する室及び付属する共用部分の合計面積が全体の1/2を超える施設をいう。 ・複合用途施設とは、事務所、庁舎、類似施設部分の合計面積が全体の1/2を超える施設をいう。ただし、事務所、庁舎、類似施設部分の合計面積が、3.の延べ面積以上である施設でもよい。 2. 構造 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は構造耐力上主要な部分の一部を木造とした混構造 地上2階以上 ・構造耐力上主要な部分の一部とは、壁、柱、小屋組、床版、屋根版又は横架材(はり、けたその他これらに類するものをいう。)とする。 3. 延べ面積 1,000m²以上(増築にあつては増築部分とする。) ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、実績として認めない。 經常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記(ア)の施工実績を有し、他の構成員は、下記(イ)の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。) (イ) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は構造耐力上主要な部分の一部を木造とした混構造の建築物の新築又は増築工事 ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、実績として認めない。 特定建設工事共同企業体にあつては、代表者が上記(ア)の施工実績を有し、他の構成員は、上記(イ)の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。) ただし、申請できる施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、実績として認めない。 上記(ア)～(イ)の実績が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。 なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事

		の実績として認める。 次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、特定建設工事共同企業体として本工事の入札に参加する場合にあっては、原則として代表者の技術者を配置すること。専任を要しない期間は契約締結の翌日から令和8年4月3日を予定する。 また、複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。 ① 主任技術者は、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。 監理技術者にあっては、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。 ② 1人の者が、平成22年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事の経験を有すること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進PPPに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。） （ア）鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は構造耐力上主要な部分の一部を木造とした混構造の建築物の新築又は増築工事 ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、経験として認めない。 上記（ア）の経験が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。 経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社の主任（監理）技術者が上記（ア）の工事経験を有していればよい。 特定建設共同企業体にあっては、代表者の主任（監理）技術者が上記（ア）の工事経験を有していればよい。 なお、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の経験として認める。 ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 ④ 配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を入札説明書別記様式－1－1で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。
--	--	--